年次別調査における資本金1千万円未満の 資本金階層の集約に係る「標準誤差」の比較試算 (金融業、保険業以外の業種)

1. 現行の資本金階層

これまで、「金融業、保険業以外の業種」の資本金1千万円未満の資本金階層は、 4階層に区分(注)し、標本法人数を約7千社としていました。

- (注1) ①2百万円未満(標本法人数約2千社)
 - ②2百万円以上3百万円未満(標本法人数約1千社)
 - ③3百万円以上5百万円未満(標本法人数約2千社)
 - ④5百万円以上1千万円未満(標本法人数約2千社)

2. 資本金階層の集約に係る「標準誤差」の比較

しかしながら、会社法(平成17年法律第86号)の施行により、株式会社及び有限会社の最低資本金の規定が撤廃されるなど、資本金1千万円未満を細分化して調査を行う必要性が乏しくなりました。

このため、「現行の資本金階層 (4階層、標本法人数約7千社)による標準 誤差」と、「仮に資本金階層を集約(標本法人数約4千社)したという想定の下で 試算した標準誤差」との比較を行いました。

変更後の標準誤差 (注2) ・ 現行の標準誤差 (注3)

(注2)変更後の標準誤差・・現行サンプルをもとに、仮に資本金階層を集約(標本法人数約4千社)したという想定の下で試算した標準誤差

抽出方法は等確率系統抽出(一定の社数間隔で抽出する手法)

(注3) 現行の標準誤差・・・現行の資本金階層(4階層、標本法人数約7千社)による標準誤差 抽出方法は等確率系統抽出

上記の値が1を下回る場合には、資本金階層の集約後の方が、標準誤差が小さくなることを表します。

過去10年間について比較した結果は次図のとおりであり、近年ではいずれも1を 下回る結果となっております。

このことから、資本金階層の集約後の方が標準誤差が小さくなり、母集団計数の推計精度の向上に資するものと考えています。

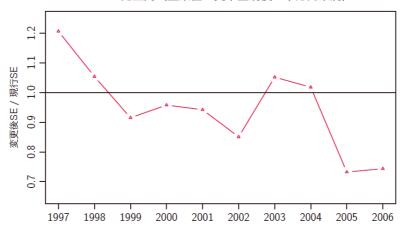
3. 変更後の標本抽出方法

これを受け、平成21年度年次別調査から、資本金1千万円未満の資本金階層を 1階層に集約し、標本法人数を約4千社とします。

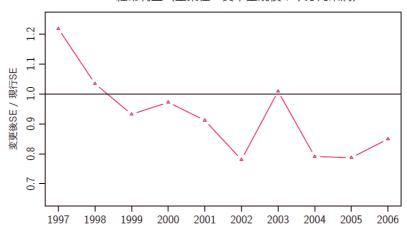
抽出方法変更前と変更後との「標準誤差 (SE)」の比較試算結果 (金融業、保険業以外の業種)

年次別調査

売上高(全業種・資本金規模1千万円未満)



経常利益(全業種・資本金規模]千万円未満)



設備投資(全業種・資本金規模 1 千万円未満)

